

大阪・関西万博 自治体参加催事「和歌山DAY（仮）」実施運営等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

和歌山県は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）の自治体参加催事において、和歌山県の魅力を発信し、誘客促進及び文化芸術の振興につなげ、郷土への愛着や地域の誇りを再認識する機会を提供することを目的に、「和歌山DAY（仮）」を実施する。

本業務は、民間事業者等の知識・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に本業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 募集概要

(1) 業務名

大阪・関西万博 自治体参加催事「和歌山DAY（仮）」実施運営等業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）

(4) 契約上限額

97,837千円（消費税及び地方消費税を含む）

各年度の配分は、受託者の業務計画を踏まえ、県と受託者で協議の上、決定する。

但し、令和6年度分は9,784千円（消費税及び地方消費税を含む）、令和7年度分は88,053千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 スケジュール

令和6年12月6日（金）	公募開始、質問受付開始
令和6年12月12日（木）17時	説明会参加申込締切
令和6年12月16日（月）14時	説明会開催
令和6年12月19日（木）17時	質問受付及び応募申込締切
令和6年12月25日（水）	質問回答
令和7年1月8日（水）17時	提案書類及び参加申請関係書類提出締切
令和7年1月17日（金）	選定委員会（予定）
令和7年1月下旬	契約締結
令和8年1月30日（金）	事業終了

3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は

複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、(1)から(6)までの要件については構成員全員が該当する必要がある、(7)及び(8)の要件については構成員のうち1者以上が該当する必要がある。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 過去5年間に本業務に類似する事業の実績を有していること。（類似する事業とは、イベント、展示会等における展示物の企画又は設計等の実績を指す。）

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月8日（木）17時まで（土曜日、日曜日

及び祝日を除く。9時から17時まで。)

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 万博推進課

住所：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁本館3階

電話番号：073-441-2703

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00218777.html>)

からダウンロードすること（郵送による配布は行わない。）。)

エ 受付期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月8日（水）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで。）。)

オ 提出方法

書類は、郵送又は持参すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し及び受領の記録が残る方法に限る。

なお、郵送にて提出した場合は、受領確認を万博推進課あてに電話（073-441-2703）により行うこと。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式自由）【表紙を除きA4判・片面印刷10枚以内とすること。】

ウ 見積書（様式自由）【見積りに係る積算内訳も提出すること。】

エ 提案者の概要書（様式2）

オ 誓約書（様式3）

カ 直近5か年における、類似する事業の契約書の写し

キ 役員等に関する調書（様式4）

ク 法人にあつては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

ケ 法人にあつては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては住民票（発行後3か月以内のもの）

コ 印鑑証明（発行後3か月以内のもの）

サ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

シ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

ス 共同企業体にあつては、共同企業体協定書の写し

※ キ〜シは、和歌山県の入札参加資格があれば省略可

(3) 提出書類の留意事項

ア 持参または郵送により、正本1部、副本10部を提出すること。

イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず、返却はしない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があつた場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにすること。

また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「大阪・関西万博 自治体参加催事 「和歌山DAY（仮）」実施運営等
業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後に書類を取り替えることは認めない（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

5 提案を求める事項

別添仕様書項目「5 業務内容」に掲げる各業務項目の具体的な提案に加え、以下の項目についても必ず提案すること。

(1) 運営体制について

・運営計画に盛り込む項目と、特に注意や配慮すべき事項や円滑に運営するための手法について提案すること。

・出演者及び出展者との調整等をはじめとした事前準備含む、具体的な実施体制、業務フロー、全体スケジュールを提案すること。

(2) 運営スタッフについて

・催事運営に必要なスタッフの配置ポスト及び人数について提案すること。

(3) 集客について

ターゲットを含めて集客目標を設定し、定めたターゲットの理由や目標を実現するた

めの具体的な企画提案をすること。

6 事前説明会

本プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催するので、次のとおり参加申込みを行うこと。

なお、説明会への参加は、本プロポーザル参加の条件とするので、説明会に参加しなかった場合は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 開催日時

令和6年12月16日（月）14時から（1時間程度）

(2) 開催場所

和歌山県庁北別館7階会議室（住所：和歌山県和歌山市小松原通1-1）

(3) 申込方法

参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールで申し込むこと。

件名に「【説明会申込】大阪・関西万博 自治体参加催事 「和歌山 DAY（仮）」実施運営等業務」と記載すること。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話（073-441-2703）により行うこと。

※口頭、電話による申込みは受け付けない。

※説明会実施時に簡易なものを除き、質疑応答は行わない。

質問は電子メールで行うこと。

※説明会への出席者は1者当たり3名以内とする。

(4) 説明会への申込期限

令和6年12月12日（木）17時まで

(5) 電子メールアドレス e0003001@pref.wakayama.lg.jp

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年12月19日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：e0003001@pref.wakayama.lg.jp）で受け付ける（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで。）。

提出する際は、「件名」に「【質問】大阪・関西万博 自治体参加催事 「和歌山 DAY（仮）」実施運營業務委託」と明記すること。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話（073-441-2703）により行うこと。

受け付けた質問は、後日、説明会参加者全員に対し、メールにより回答する。

ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できない。

8 プロポーザルの応募申込み

(1) 受付期間

プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和6年12月19日(木)17時までに、応募申込書(様式1)を提出すること。

(2) 提出方法

電子メール(アドレス:e0003001@pref.wakayama.lg.jp)で受け付ける(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで。)

提出する際は、「件名」に「【応募申込】大阪・関西万博 自治体参加催事 「和歌山DAY(仮)」実施運營業務委託」と明記すること。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話(073-441-2703)により行うこと。

9 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査は、書類審査(一次審査)及びプレゼンテーション審査(二次審査)により行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

イ 応募者が6者以上であった場合、書類審査において、(2)の審査基準に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定する。

ウ プレゼンテーション審査は、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

エ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点(60点以上)を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価内容
事業の目的及び 事業内容の理解度	・ 事業目的等を十分理解した上での提案であるか。 ・ 目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
企 画 内	運営体制に関する提案 ・ 適切な運営計画の項目等が提案されているか。 ・ 出演者及び出展者との調整などの業務遂行に当たり、適切な実施体制、業務フロー、スケジュール等が提案されている

容	か。
運営スタッフに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効果的・効率的に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有しているか。 ・必要となる役割のポストが配置され、その人数は適切であるか。
集客に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・集客目標とその根拠が示されているか。 ・集客目標を達成するための、開催前の事前告知から開催当日を含む企画内容が提案されているか。
独自提案	本事業をより効果的・効率的に実施できる独自の取組が提案されているか。
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（公募以前5年以内）に類似または同様の業務に取り組んだ実績があるか。 ・当該実績は本業務を適切に完遂できると推測するに十分か。
地域への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が和歌山県内企業である、又は、共同企業体に県内企業を含んでいるか。 ・県内の企業等を活用する、又は、県内に事務所を構える等、地域経済への貢献はあるか。
業務経費	・単価や数量が適正に見積もられているか。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

ウ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

エ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

カ 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合を含む。）。

キ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

ク プレゼンテーション審査を欠席すること。

ケ 見積書の記載の額、2(3)の契約上限額を超えているもの。

コ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議する。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。

ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除する。